③　賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計上しております。

④　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

⑤　たな卸資産の評価基準及び評価方法

Ⅰ　貯蔵品

先入先出法による原価法

Ⅱ　未成受託研究支出金

個別法による原価法

⑥　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計算方法

平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しております。

⑦　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

⑵　貸借対照表関係

①　運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

75,364,908円

②　運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額

876,052,766円

⑶　損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は72,734円であり、当該影響額を除いた当期総利益は378,178,929円であります。

⑷　キャッシュ・フロー計算書関係

①　資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金勘定

738,256,377円

②　重要な非資金取引

寄附の受入による資産の取得

1,986,120円

ファイナンス・リース契約による資産の取得

27,673,920円

⑸　行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち、4,550,649円は、国からの出向者に係るものです。

⑹　金融商品関係

①　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

②　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	738,256,377	738,256,377	—
⑵未収金	20,588,000	20,588,000	—
⑶未払金	(258,443,107)	(258,443,107)	(—)

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

㈱　金融商品の時価の算定方法は次のとおりであります。

⑴現金及び預金、⑵未収金、⑶未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑺　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの。

①　資産除去債務の概要

当法人は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）に基づき、ＲＩ施設の廃棄時の放射線障害防止のために必要な措置を講ずる義務について資産除去債務を計上しております。

②　資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得から14年間、割引率は1.349％（国債利回り）を採用しております。

③　当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,943,772円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―円
時の経過による資産除去債務の調整額	188,101円
資産除去債務の履行による減少額	―円
期末残高	14,131,873円

⑻　区分経理

独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第12条に基づき社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理（社会復帰促進等事業勘定）とその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分しております。

⑼　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」（平成27年法律第17号）（以下「法律」という。）により、法律の施行の時（平成28年４月１日）に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は解散した上で、その組織及び業務を新法人に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）と改めております。研究所が有する権利及び義務のうち国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務を機構が承継しております。

なお、財務諸表等は継続企業を前提として作成されており、解散による影響を財務諸表等には反映しておりません。